

# 特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
38	健康増進事業事務 重点項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

豊中市は、健康増進事業事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

豊中市長

## 公表日

令和5年6月30日

## 項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所



システム3									
①システムの名称	団体内統合宛名システム								
②システムの機能	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 団体内統合宛名番号管理機能 各業務システムにおける個人を特定する各々の番号を、同一個人の番号として団体内統合宛名番号へ紐付けて一本化し、その情報を保管、管理する。</li> <li>2 団体内統合宛名番号と個人番号の紐付け機能 他の機関への情報照会を行う際に使用する個人番号と団体内統合宛名番号を紐付ける。</li> <li>3 中間サーバー連携機能 情報提供ネットワークシステムを介して情報の照会と提供を行う中間サーバーにおいて、団体内統合宛名番号と符号の紐付けを行うため、中間サーバーへ団体内統合宛名番号を連携する。</li> <li>4 庁内連携システム連携機能 個人番号、氏名、性別、生年月日、住所、各業務システムにおける個人を特定する番号を庁内連携システムから宛名システムへ連携し、団体内統合宛名番号と各業務システムにおける個人を特定する番号の紐付け及び団体内統合宛名番号と個人番号の紐付けを行う。</li> </ol>								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 宛名システム等</td> <td><input type="checkbox"/> 税務システム</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><input type="checkbox"/> その他（中間サーバー）</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム	<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム	<input type="checkbox"/> その他（中間サーバー）	
<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム								
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム								
<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム								
<input type="checkbox"/> その他（中間サーバー）									
システム4									
①システムの名称	中間サーバー								
②システムの機能	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 符号管理機能 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である個人番号対応符号(以下、「符号」という。)と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する団体内統合宛名番号とを紐付け、その情報を保管・管理する。</li> <li>2 情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報を情報照会し、照会した情報を受領する。</li> <li>3 情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、他の機関からの情報照会要求の受領及び当該特定個人情報の提供を行う。</li> <li>4 既存システム接続機能 中間サーバーと各業務システム及び宛名システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等を連携する。</li> <li>5 情報提供等記録管理機能 どこの機関がいつ誰の何の情報を照会したか等、特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。</li> <li>6 情報提供データベース管理機能 他の機関との情報連携を行う際に必要となる提供すべき特定個人情報(連携対象)を副本として保持・管理する。</li> <li>7 情報提供ネットワークシステムとのデータ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等を連携する。</li> <li>8 セキュリティ管理機能 暗号化・復号機能や鍵情報等のセキュリティを管理する。</li> <li>9 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。</li> <li>10 システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う。</li> </ol>								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 宛名システム等</td> <td><input type="checkbox"/> 税務システム</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><input type="checkbox"/> その他（</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム	<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム	<input type="checkbox"/> その他（	
<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム								
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム								
<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム								
<input type="checkbox"/> その他（									



## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
健康増進事業管理ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	住民基本台帳に記録された本市住民(転出、死亡等の事由により住民票が削除された者を含む。)で、健康診査等の対象者。
その必要性	健康増進法として実施される健康診査等を受けようとする住民が事業の対象者であるか否かの確認した上で、登録、修正、削除等の予約管理を行い、受診票、結果票などの帳票発行が必要なため。
④記録される項目	[ 100項目以上 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</li> </ul>
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>【個人番号】【その他識別情報(内部番号)】 ①本人確認のため ②内部情報照会の索引とするため</li> <li>【4情報】【その他住民票関係情報】 ①本人確認資料のため ②対象者異動内容確認のため ③請求権利者の確認のため</li> <li>【連絡先】 ①届出内容に不明点があった際の問合せのため</li> <li>【健康・医療関係情報】 ①市民の健康を管理・サポートするため</li> <li>【医療保険関係情報】 ①本人確認のため</li> </ul>
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月
⑥事務担当部署	健康医療部 コロナ健康支援課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input checked="" type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( 住民票担当部署、市民税担当部署、生活保護担当部署 ) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( ) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( ) <input checked="" type="checkbox"/> 民間事業者 ( 豊中市医師会等 ) <input type="checkbox"/> その他 ( )	
②入手方法	<input checked="" type="checkbox"/> 紙 <input checked="" type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 専用線 <input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 電子申込システム )	
③使用目的 ※	健康増進事業の実施に関して、住民情報、検診結果情報の照会、入力等が必要なため。	
④使用の主体	使用部署	健康医療部 コロナ健康支援課
	使用者数	<input type="checkbox"/> 50人以上100人未満 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		①健康診査の実施対象者の把握 ②健康診査の実施に関する事務 ③健康診査の実施結果の管理 ④健康診査の事後指導・相談
	情報の突合	氏名・生年月日・受診票番号などにより、本人を検索し、住民情報、検診履歴を確認する。地方税関係情報・生活保護情報と受診者情報を宛名番号を用いて突合し、費用助成の判定を行う。
⑥使用開始日	平成28年1月1日	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 委託する <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> ( 3 ) 件 <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない	
委託事項1	保健総合システムの保守	
①委託内容	システムの障害監視作業、障害復旧作業、パッケージアプリケーション保守作業、ジョブスケジューリングや帳票印刷等のシステム運用作業、職員からの問い合わせに対する調査、作業指示に基づくデータ抽出等	
②委託先における取扱者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	(株)NTTデータ関西	
再委託	④再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 再委託する <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	委託先業者はあらかじめ書面により、再委託の理由、再委託先、再委託の内容、再委託先が取り扱う情報及び再委託先に対する監督方法等を通知し、許可を得ることにより再委託できる。
	⑥再委託事項	上記委託内容と同じ

<b>委託事項2</b>		庁内連携システム・宛名システムの保守	
①委託内容		庁内連携システム・宛名システムの障害監視作業、障害復旧作業、パッケージアプリケーション保守作業、ジョブスケジューリングや帳票印刷等のシステム運用作業、職員からの問い合わせに対する調査、作業指示に基づくデータ抽出等	
②委託先における取扱者数		[ 10人以上50人未満 ]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		日本電気(株)	
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託する ]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	委託先業者はあらかじめ書面により、再委託の理由、再委託先、再委託の内容、再委託先が取り扱う情報及び再委託先に対する監督方法等を通知し、許可を得ることにより再委託できる。	
	⑥再委託事項	上記委託内容と同じ	
<b>委託事項3</b>		電子申込システムの保守	
①委託内容		システムの障害監視作業、障害復旧作業、パッケージアプリケーション保守作業、職員からの問合せに対する調査等	
②委託先における取扱者数		[ 10人以上50人未満 ]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社NTTデータ関西	
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託しない ]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法		
	⑥再委託事項		
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)</b>			
提供・移転の有無		<input checked="" type="checkbox"/> 提供を行っている ( 1 ) 件 [ ] 移転を行っている ( ) 件 <input type="checkbox"/> 行っていない	
<b>提供先1</b>		市長村長	
①法令上の根拠		番号法 第19条第7号 別表第二の第102の2の項	
②提供先における用途		健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務で主務省令で定めるもの	
③提供する情報		各検診情報	
④提供する情報の対象となる本人の数		[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲		特定検診の受診者	
⑥提供方法		<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ [ ] 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
⑦時期・頻度			



## 6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※

セキュリティゲートにて入退館管理されている建物のうち、さらにセキュリティゲートにて入退室管理されている部屋に設置されたサーバ内に保管。サーバへのアクセスはID・パスワードによる認証が必要。

<文書類における措置>

特定個人情報が記載された届出書等については、施錠管理を行っている書庫またはキャビネット等に保管する。

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。

②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。

## 7. 備考

## (別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

### 主な記録項目

#### 【個人情報】

・世帯番号 ・宛名番号 ・個人番号 ・氏名 ・生年月日 ・年齢・性別 ・住所 ・電話番号 ・住登外フラグ

#### 【共通項目】

・医療機関コード

#### 【各種けんしん情報】

・基本健康診査 受信日・受診歴・問診・身体計測・血液所見・判定・精検結果 等

・肝炎ウイルス検診 受信日・受診歴・問診・判定・精検結果 等

・歯科健康診査 受信日・受診歴・問診・判定・精検結果 等

・骨密度測定 受信日・受診歴・問診・判定・精検結果 等

・胃がん検診 受診日・受診歴・胃部X線所見・判定・精検結果 等

・大腸がん検診 受診日・受診歴・便潜血検査所見・判定・精検結果 等

・肺がん検診 受診日・受診歴・X線所見・喀痰所見・判定・精検結果 等

・乳がん検診 受診日・受診歴・マンモグラフィー所見・判定・精検結果 等

・子宮がん検診 受診日・受診歴・視診・内診所見・頸部細胞診所見・判定・精検結果 等

・前立腺がん検診 受診日・受診歴・所見・判定・精検結果 等

### Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

#### 1. 特定個人情報ファイル名

健康増進事業管理ファイル

#### 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）

リスク： 目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p>本人等(本人又は本人の代理人)からの入手</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>届出者が必要な情報以外を誤って記載することがないような書面書式としている。</li> <li>窓口において、対面で本人確認書類の提示を受け、本人確認を行う。</li> <li>窓口において、本人の代理人が届出を行う場合は、委任状の確認を行うと共に、代理人の本人確認を行う。</li> <li>本人確認を行う際には、個人番号カードや官公庁発行の顔写真入りの身分証明書の提示を受ける。</li> </ul> <p>個人番号カードや官公庁発行の顔写真入りの身分証明書を提示できない場合は、年金手帳等複数の本人確認書類の提示を受けると共に、住基情報等の聞き取りを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>特定個人情報が含まれる申込をオンラインで入手する場合は、公的個人認証の仕組みが実装されたシステムを使用している。</li> </ul> <p>システム連携で入手するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>個人を特定する番号により正確に対象者の情報と紐づけ、対象者以外の情報を入手できないようシステム上で担保している。</li> <li>庁内連携システムを通じて入手する場合は、あらかじめ提供先の担当部署から提供を受ける項目について許可を受け、許可された項目以外を連携しないようにシステムで制御している。</li> </ul> <p>全般</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>システムへの入力や取込後は、確認用帳票を出力し、複数人で確認を行っている。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	<p>[          十分である          ]          &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている          2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>

#### 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

##### 不適切な方法で入手が行われるリスク

- 書面以外の方法(口頭・電話・メール等)では届出を受領しない。
- システムを利用できる職員を限定し、IDとパスワードによる認証を実施している。また、認証後においてもそのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで、不適切な方法で入手が行えない対策を実施している。

##### 入手した特定個人情報が不正確であるリスク

- 通知カードや個人番号カード等の提示をもって、個人番号の真正性を確認している。
- 届出書等と照会・照合情報との相違がある場合は、届出者等に聞き取りを行い、届出内容を補正し正確性を確保している。
- システムへの入力、削除および訂正を行う際は、整合性を確保するため、入力、削除および訂正を行った者以外の者が、必ず入力、削除および訂正した内容を確認している。また、入力、削除および訂正した者と確認した者の双方の記録を残している。
- 個人を特定する番号により対象者の情報を正確に対応付けることをシステム上で担保しており、さらに入手した情報が正確に対応付けされていることを職員が確認している。

##### 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク

- 窓口において、記載中の届出内容を他人から覗かれないよう目隠しのパーティションを設け、手続き中の特定個人情報が漏えいしないための措置を実施している。
- 届出においては、本人又は本人の代理人から直接書面を受領することを原則とし、郵送の場合は担当部署が印刷された返信用封筒を利用する等、確実に担当部署に送付されるよう案内を行っている。
- 届出書等の紛失等を防ぐため、受け付けた書類はクリアファイルや専用のカゴに入れて管理し、処理後は専用のバインダーに個人を特定する番号ごとに綴って保管している。
- 他部署とのシステム連携においては、庁内連携システムを介して行き、情報の搾取、奪取の防止、および正確性担保のため庁内の専用回線を用い、情報の暗号化を実施する等の措置を行っている。
- 個人所有の電子計算機の持ち込み、接続を禁止している。
- 個人情報の記載のある文書は、必ず鍵付きの書庫に保管している。

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>【庁内連携システムにおける措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・庁内連携システムを介して情報連携(移転)する場合は、あらかじめ提供先の他部署から入手したい項目について申請を受け、管理者が項目ごとに必要性を判断した上で許可を行い、許可した項目以外の情報を連携しないようにシステムで制御している。</li> <li>また、個人番号が必要でない他部署には、連携する情報に個人番号が含まれないようシステムで制御している。</li> <li>・庁内連携システムでは、保有するデータベースにおいて入手元の情報と情報項目の対応付けを予め設定しており、庁内連携システムから情報を入力する際には、庁内連携システムが事務と情報項目の対応付けに従って情報を受渡することで、事務に必要な情報以外の入手を防止し、目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けができないようにしている。</li> </ul> <p>【宛名システム等における措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・宛名システムには、許可された者が許可された項目にだけアクセスできるようシステムで制御している。</li> </ul> <p>【事務で使用するその他のシステムにおける措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保健総合システムにおいて、利用者の担当事務ごとに利用者権限を設定し、権限に応じて不必要な情報にアクセスできないよう、システムで制御している。</li> <li>・管理者以外は、庁内連携システム内の統合データベースには直接アクセスすることができないようシステムで制御している。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<p>[ 行っている ]</p> <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 行っている      2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・システムを利用する職員を特定し、個人ごとにユーザーIDを割り当て、各システムごとに次の方法で認証を行っている。</li> <li>・各システムにおいて、担当者ごとに使用できる権限を設定することで、不正使用への対策を実施している。</li> <li>・ユーザIDとアクセス権限は管理者が定期的に確認し、事務上アクセスが不要となったIDや権限パターンを変更又は削除している。</li> <li>・保健総合システム 端末には生体情報とパスワードで認証 システムにはIDとパスワードで認証</li> <li>・住民基本台帳ネットワークシステム 端末にはIDと生体情報で認証 システムにはIDとパスワードで認証</li> <li>・中間サーバー・団体内統合宛名システム 端末には生体情報とパスワードで認証 システムにはIDとパスワードで認証</li> <li>・共通基盤システム 健康増進事業事務担当者は直接アクセスできないよう制御</li> <li>・電子申込システム 端末にはIDと生体情報で認証。 システムにはパスワード自動入力によるシングルサインオンでの認証。 システムのパスワードはシステム管理者が管理。</li> </ul>
その他の措置の内容	<p>【アクセス権限の発行・失効管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ユーザIDとアクセス権限は管理者が定期的に確認し、事務上アクセスが不要となったIDや権限パターンを変更又は削除する。</li> <li>・事務区分および事務権限に対応したアクセス権限を付与している。</li> <li>・事務処理ごとに更新権限と照会権限の必要有無を切り分けており、事務に必要な権限を必須で申請するものとしており、申請に対して管理者が申請内容を確認の上、決裁と権限の付与を行っている。</li> <li>・共有IDは発行せず、必ず個人に対しユーザIDを発行する。</li> <li>・パスワードは1年ごとに変更をかける運用を徹底している。</li> <li>・権限を有していた職員の異動退職情報を管理者が確認し、異動・退職があった際には権限を失効させる。</li> </ul> <p>【特定個人情報の使用の記録】</p> <p>下記システムへのログイン記録(失敗した記録を含む)、個人を特定した検索および特定後の操作ログの記録を行い、一定期間保存している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保健総合システム    ・住民基本台帳ネットワークシステム    ・共通基盤システム</li> <li>・団体内統合宛名システム    ・中間サーバー</li> </ul>

リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<p>従業者が事務外で使用するリスク</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事務外での使用の禁止や未使用時ログオフの徹底等を年1度の個人情報保護研修(セキュリティ研修)で指導している。</li> <li>・個人所有の電子計算機の持ち込み、接続を禁止している。</li> <li>・許可された情報端末や外部媒体以外は接続できないよう制御している。</li> <li>・システムの操作履歴(操作ログ)を記録し、必要に応じて確認している。</li> <li>・委託者(委託先の従業者)に対する対策として、豊中市情報セキュリティ対策基準の規定に基づき、データ及びドキュメントの目的外の使用、複製・複写の禁止に関する事項を契約書に明記している。</li> </ul> <p>特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとしている。</li> <li>・サーバー室の立ち入りやサーバーへのログオン権限を限られた職員にしか設定していない。</li> <li>・システムのバックアップデータ等は厳重に管理し、権限を持たない者はアクセスできない。</li> <li>・統計処理のためデータの抽出を行う際は、利用可能な端末や操作者を限定し、操作ログを取っている。</li> <li>・連携作業のため媒体へ連携データを抽出する際は、利用可能な媒体、端末、操作者を限定し、操作ログを取っている。</li> <li>・スクリーンセーバー等を利用して、長時間にわたり本人確認情報を画面に表示させない。</li> <li>・端末のディスプレイを、来庁者から覗き見できないよう措置を講じている。</li> <li>・個人情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要な範囲にとどめ、事務処理後速やかに廃棄している。</li> <li>・大量のデータ出力に際しては、事前に管理責任者の承認を得ている。</li> </ul>			
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ] 委託しない	
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク			
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
規定の内容	<p>個人情報の保護に関する法律、豊中市個人情報の保護に関する法律施行条例及び豊中市情報セキュリティ対策基準の規定に基づき、以下の規定を記載している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・再委託の禁止又は制限</li> <li>・個人情報等の漏えい防止及び事故防止の措置</li> <li>・個人情報を漏えいする行為による罰則の適用</li> <li>・データの他目的利用及び第三者への提供の禁止</li> <li>・データの複写・複製の禁止</li> <li>・データの管理義務</li> <li>・作業場所・作業場所における責任体制・作業範囲の明確化</li> <li>・事故発生時における報告義務</li> <li>・立入検査</li> <li>・データ及びドキュメントの保管、返却及び廃棄消去</li> <li>・個人情報の秘密保持義務</li> <li>・違反した場合における契約解除等の措置及び損害賠償</li> </ul>		
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない	2) 十分に行っている 4) 再委託していない
具体的な方法	<p>契約書において、原則として、委託先は他者へ委託し、又は請け負わせてはならず、再委託を行う場合には、委託先と協議したうえ、再委託先において委託先と同程度以上のセキュリティの体制が確保できるとして承認した場合のみ例外的に認めることとしている。</p>		
その他の措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [ ] 提供・移転しない	
リスク：不正な提供・移転が行われるリスク	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ 定めている ] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	法令に規定された項目以外の情報を連携しないようにシステムで制御している。
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>「サーバー室等への入室権限」及び「本特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を厳格に管理し、情報の持ち出しを制限している。</li> <li>実施機関内の他部署システムとの連携においては、保健総合システムと庁内連携システム、庁内連携システムと他部署システムの間で宛名番号により個人を特定し、正確に情報連携することをシステムで担保している。また、庁内連携システムと接続するシステムは許可されたシステムのみが接続でき、許可されていないシステムは接続できないよう、システム上担保されるため、誤った他システムに提供・移転することが無い。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ] 接続しない(入手) [ ] 接続しない(提供)	
リスク1：目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(※2) 番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。</p> <p>(※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p> <p>&lt;中間サーバーの運用における措置&gt;</p> <p>中間サーバーに対する職員認証・利用権限の設定にあたっては、中間サーバを利用する最低限の職員のみユーザー登録を行い、必要最低限の利用権限を付与することで目的外の入手が行われるリスクに対応している。</p>
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2: 不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;保健総合システムから中間サーバーへ情報連携する際の措置&gt;  中間サーバーに保存される特定検診情報の副本は、保健総合システムから庁内連携システムや宛名システムを介して中間サーバーへ情報連携することで作成されるが、その他のシステムからは情報の作成・修正・削除等がなされないようにシステムで制御しており、不正な提供を抑止している。</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;  ①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムから入手した照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。  ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。  ③機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。  ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。  (※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;  1) 特に力を入れている 2) 十分である  3) 課題が残されている</p>
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>○安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク  &lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;  中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;  ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。  ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>○入手した特定個人情報が不正確であるリスク  &lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;  中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。</p> <p>○入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク  &lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;  ①中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。  ②既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。  ③情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。  ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。  (※)中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;  ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。  ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。  ③中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。</p>	

7. 特定個人情報の保管・消去	
リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク	
①事故発生時手順の策定・周知	[ 十分に行っている ] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	
再発防止策の内容	
その他の措置の内容	<p>【物理的対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・記録媒体、紙媒体はカギ付きのロッカーに保管する。</li> <li>・サーバー室と、データ、プログラム等を含んだ記録媒体及び帳票等の可搬媒体を保管する保管室は、他の部屋とは区別して専用の部屋としている。</li> <li>・出入口には機械による入退室を管理する設備を設置している。</li> <li>・入退室管理を徹底するため出入口の場所を限定している。</li> <li>・監視設備として監視カメラ等を設置している。</li> <li>・サーバ室への入室は生体認証を実施している。</li> <li>・サーバは専用のサーバラックに設置し、耐震補強を行うとともに、施錠管理している。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避している。</li> <li>②事前に申請し承認されてない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないように、警備員などにより確認している。</li> </ol> <p>【技術的対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人所有の電子計算機の持ち込み、接続を禁止している。</li> <li>・実施機関内の他システムとの連携においては、情報の詐取・奪取の防止及び正確性担保のため、専用回線を用い、情報の暗号化を実施する等の措置を行っている。</li> <li>・ウイルス対策ソフトの定期的パターン更新を行っている。</li> <li>・不正アクセス防止策として、ファイアウォールを導入している。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキング等の脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行っている。</li> <li>②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行っている。</li> <li>③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行っている。</li> </ol>
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	



8. 監査	
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検                      [ <input checked="" type="radio"/> ] 内部監査                      [ <input type="radio"/> ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[ <input type="checkbox"/> 十分にしている ]                      <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規配属時に実施する研修において情報セキュリティについて説明、周知徹底している。</li> <li>・年1回の情報セキュリティ研修の受講を義務付けるほか、職員に情報セキュリティハンドブックを配布している。</li> <li>・委託業者については、「個人情報の保護に関する法律」及び「番号法」による罰則適用並びに受託業者による従業員(再委託先含む)への教育の実施を明記した契約を締結している。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>①IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。</p>
10. その他のリスク対策	
<p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用、監視を実現する。</p>	

## IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	総務部 法務・コンプライアンス課 情報管理係 ( 豊中市中桜塚3-1-1 (第二庁舎4階) 電話:06-6858-2054 )
②請求方法	個人情報の保護に関する法律及び同法施行令に基づき、本人確認書類を提示した上で、指定様式による書面を提出する。
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	健康医療部 コロナ健康支援課 ( 豊中市中桜塚4-11-1(豊中市保健所) 電話:06-6858-2291 )
②対応方法	・問合せの受付時に受付票を起票し、対応についての記録を残す。 ・情報漏えい等の重大な事案に関する問合せについて、関係先等に事実確認を行うための標準的な処理期間を設ける。

## V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和4年3月11日
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる ] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

## (別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月14日	I-2(システム1)-③ 他のシステムとの接続	[○]宛名システム等	[ ]宛名システム等	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
平成29年6月29日	I-6-② 所属長	細貝 徳子	武市 彰史	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
平成29年6月29日	IV-1-① 請求先	電話番号 06-6858-2653	電話番号 06-6858-2054	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
平成30年6月28日	Ⅲ-9 従業者に対する教育・啓発	委託業者については、「豊中市個人情報保護条例」の規程の遵守及び罰則適用を明記した契約を締結している。	・委託業者については、「豊中市個人情報保護条例」及び「番号法」による罰則適用並びに受託業者による従業員(再委託先含む)への教育の実施を明記した契約を締結している。	事後	重要な項目の変更であるが、表現の見直しによるものであるため、重要な変更にあたらない
令和1年6月28日	IV-1-① 請求先	市政情報コーナー(総務部 情報政策課 情報管理係) 〒561-8501 豊中市中桜塚三丁目1番1号(第二庁舎4階) 電話番号 06-6858-2054	市政情報コーナー(総務部 法務・コンプライアンス課 情報管理係) 〒561-8501 豊中市中桜塚三丁目1番1号(第二庁舎4階) 電話番号 06-6858-2054	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和1年6月28日	I-6-① 部署	健康福祉部 保健所 健康増進課	健康医療部 健康政策課	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和1年6月28日	I-6-② 所属長の役職名	武市 彰史	健康政策課長	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和1年6月28日	Ⅱ-2-⑥ 事務担当部署	健康福祉部 保健所 健康増進課	健康医療部 健康政策課	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和1年6月28日	Ⅱ-3-④ 使用の主体 使用部署	健康福祉部 保健所 健康増進課	健康医療部 健康政策課	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和1年6月28日	IV-1-① 請求先	市政情報コーナー(総務部 法務・コンプライアンス課 情報管理係) 〒561-8501 豊中市中桜塚三丁目1番1号(第二庁舎4階) 電話番号 06-6858-2054	総務部 法務・コンプライアンス課 情報管理係 (豊中市中桜塚3-1-1(第二庁舎4階) 電話:06-6858-2054)	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和1年6月28日	IV-2-① 連絡先	健康福祉部 保健所 健康増進課 (豊中市岡上の町2-1-15(豊中市すこやかプラザ) 電話:06-6858-2291)	健康医療部 健康政策課 (豊中市中桜塚4-11-1(豊中市保健所) 電話:06-6858-2291)	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和2年6月30日	Ⅱ-4(委託事項2) ④再委託の有無	再委託しない	再委託する	事後	重要な項目の変更であるが、委託内容の変更ではなく誤記修正であるため、重要な変更にあたらない

令和2年6月30日	Ⅱ-4(委託事項2) ⑤再委託の許諾方法	—	委託先業者はあらかじめ書面により、再委託の理由、再委託先、再委託の内容、再委託先が取り扱う情報及び再委託先に対する監督方法等を通知し、許可を得ることにより再委託できる。	事後	重要な項目の変更であるが、当初より実施していた内容が評価書に反映されていないことの修正であるため、重要な変更には当たらない
令和2年6月30日	Ⅱ-4(委託事項2) ⑥再委託事項	—	上記委託内容と同じ	事後	重要な項目の変更であるが、当初より実施していた内容が評価書に反映されていないことの修正であるため、重要な変更には当たらない
令和2年6月30日	V-1-① 実施日	平成29年6月29日	令和2年6月30日	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和2年10月20日	表紙 特記事項	豊中市では、「豊中市個人情報保護条例」に基づいて個人情報保護の対策を実施するとともに、これらの実効性を確保するため情報セキュリティポリシーを作成し、個人情報の漏えい、改ざん、不正アクセス等を防止するための様々な対策に取り組んでいる。 なお、住民情報を取り扱うシステムのデータを保管している電子計算機室を所管する情報政策課においては、国際標準規格に準拠した「情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)」を構築し、平成18年にISMS適合性評価制度に基づく「ISO/IEC27001」の認証を取得している。	削除	事前	
令和3年6月30日	Ⅲ-8 実施の有無	[ <input type="radio"/> ]外部監査	[ <input type="checkbox"/> ]外部監査	事前	
令和4年3月11日	I-2(システム1)-③ 他のシステムとの接続	[ <input type="radio"/> ]宛名システム等	[ <input type="checkbox"/> ]宛名システム等	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和4年3月11日	I-2(システム3)(システム4)	—	団体内統合宛名システム 中間サーバー	事前	

<p>令和4年3月11日</p>	<p>I-5 情報提供ネットワークシステム による情報連携</p>	<p>①実施の有無 実施しない</p>	<p>①実施の有無 実施する</p> <p>②法令上の根拠 1. 情報提供の根拠 ・番号法第19条第8号 別表第二の第102の2の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第50条</p> <p>2. 情報照会の根拠 ・番号法第19条第8号 別表第二の第102の2の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第50条</p>	<p>事前</p>	
<p>令和4年3月11日</p>	<p>II-2-④記録される項目</p>	<p>【個人番号】【その他識別情報(内部番号)】 ①本人確認のため ②内部情報照会の索引とするため 【4情報】【その他住民票関係情報】 ①本人確認資料のため ②対象者異動内容確認のため ③請求権利者の確認のため 【連絡先】 ①届出内容に不明点があった際の間合せのため 【健康・医療関係情報】 【地方税関係情報・生活保護情報】 ①費用助成の判定のため</p>	<p>【個人番号】【その他識別情報(内部番号)】 ①本人確認のため ②内部情報照会の索引とするため 【4情報】【その他住民票関係情報】 ①本人確認資料のため ②対象者異動内容確認のため ③請求権利者の確認のため 【連絡先】 ①届出内容に不明点があった際の間合せのため 【健康・医療関係情報】 ①市民の健康を管理・サポートするため 【医療保険関係情報】 ①本人確認のため</p>	<p>事後</p>	<p>事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更</p>
<p>令和4年3月11日</p>	<p>II-5 特定個人情報の提供・移転</p>	<p>[○]行っていない</p>	<p>[○]提供を行っている (1)件 提供先1追加</p>	<p>事前</p>	

<p>令和4年3月11日</p>	<p>II-6 保管場所</p>	<p>&lt;システムで管理される情報における措置&gt; セキュリティゲートにて入退館管理されている建物のうち、さらにセキュリティゲートにて入退室管理されている部屋に設置されたサーバー内に保管。サーバーへのアクセスはID・パスワードによる認証が必要。</p> <p>&lt;文書類における措置&gt; 特定個人情報が記載された届出書等については、施錠管理を行っている書庫またはキャビネット等に保管する。</p>	<p>セキュリティゲートにて入退館管理されている建物のうち、さらにセキュリティゲートにて入退室管理されている部屋に設置されたサーバー内に保管。サーバーへのアクセスはID・パスワードによる認証が必要。</p> <p>&lt;文書類における措置&gt; 特定個人情報が記載された届出書等については、施錠管理を行っている書庫またはキャビネット等に保管する。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>	<p>事前</p>	
------------------	----------------------	--	--	-----------	--

<p>令和4年3月11日</p>	<p>Ⅲ-3 リスクに対する措置の内容</p>	<p><b>【庁内連携システムにおける措置】</b>          ・庁内連携システムを介して情報連携(移転)する場合は、あらかじめ提供先の他部署から入手したい項目について申請を受け、管理者(市民課)が項目ごとに必要性を判断した上で許可を行い、許可した項目以外の情報を連携しないようにシステムで制御している。          また、個人番号が必要でない他部署には、連携する情報に個人番号が含まれないようシステムで制御している。          ・庁内連携システムでは、保有するデータベースにおいて入手元の情報と情報項目の対応付けを予め設定しており、庁内連携システムから情報を入手する際には、庁内連携システムが事務と情報項目の対応付けに従って情報を受渡しすることで、事務に必要な情報以外の入手を防止し、目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けができないようにしている。</p> <p><b>【事務で使用するその他のシステムにおける措置】</b>          ・保健総合システムにおいて、利用者の担当事務ごとに利用者権限を設定し、権限に応じて不必要な情報にアクセスできないよう、システムで制御している。          ・管理者以外は、庁内連携システム内の統合データベースには直接アクセスすることができないようシステムで制御している。</p>	<p><b>【庁内連携システムにおける措置】</b>          ・庁内連携システムを介して情報連携(移転)する場合は、あらかじめ提供先の他部署から入手したい項目について申請を受け、管理者が項目ごとに必要性を判断した上で許可を行い、許可した項目以外の情報を連携しないようにシステムで制御している。          また、個人番号が必要でない他部署には、連携する情報に個人番号が含まれないようシステムで制御している。          ・庁内連携システムでは、保有するデータベースにおいて入手元の情報と情報項目の対応付けを予め設定しており、庁内連携システムから情報を入手する際には、庁内連携システムが事務と情報項目の対応付けに従って情報を受渡しすることで、事務に必要な情報以外の入手を防止し、目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けができないようにしている。</p> <p><b>【宛名システム等における措置】</b>          ・宛名システムには、許可された者が許可された項目にだけアクセスできるようシステムで制御している。</p> <p><b>【事務で使用するその他のシステムにおける措置】</b>          ・保健総合システムにおいて、利用者の担当事務ごとに利用者権限を設定し、権限に応じて不必要な情報にアクセスできないよう、システムで制御している。          ・管理者以外は、庁内連携システム内の統合データベースには直接アクセスすることができないようシステムで制御している。</p>	<p>事前</p>	
------------------	-----------------------------	--	---	-----------	--

令和4年3月11日	Ⅲ-3 具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・システムを利用する職員を特定し、個人ごとにユーザーIDを割り当て、各システムごとに次の方法で認証を行っている。</li> <li>・各システムにおいて、担当者ごとに使用できる権限を設定することで、不正使用への対策を実施している。</li> <li>・ユーザIDとアクセス権限は管理者が定期的に確認し、事務上アクセスが不要となったIDや権限パターンを変更又は削除している。</li> <li>・保健総合システム <ul style="list-style-type: none"> <li>端末にIDカードとパスワードで認証</li> <li>システムにIDとパスワードで認証</li> </ul> </li> <li>・住民基本台帳ネットワークシステム <ul style="list-style-type: none"> <li>端末にはIDと生体情報で認証</li> <li>システムにはIDとパスワードで認証</li> </ul> </li> <li>・共通基盤システム <ul style="list-style-type: none"> <li>健康増進事業事務担当者は直接アクセスできないよう制御</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・システムを利用する職員を特定し、個人ごとにユーザーIDを割り当て、各システムごとに次の方法で認証を行っている。</li> <li>・各システムにおいて、担当者ごとに使用できる権限を設定することで、不正使用への対策を実施している。</li> <li>・ユーザIDとアクセス権限は管理者が定期的に確認し、事務上アクセスが不要となったIDや権限パターンを変更又は削除している。</li> <li>・保健総合システム <ul style="list-style-type: none"> <li>端末にはIDカード又は生体情報とパスワードで認証</li> <li>システムにはIDとパスワードで認証</li> </ul> </li> <li>・住民基本台帳ネットワークシステム <ul style="list-style-type: none"> <li>端末にはIDと生体情報で認証</li> <li>システムにはIDとパスワードで認証</li> </ul> </li> <li>・中間サーバー・団体内統合宛名システム <ul style="list-style-type: none"> <li>端末にはIDカードまたは生体情報とパスワードで認証</li> <li>システムにはIDとパスワードで認証</li> </ul> </li> <li>・共通基盤システム <ul style="list-style-type: none"> <li>健康増進事業事務担当者は直接アクセスできないよう制御</li> </ul> </li> </ul>	事前	
令和4年3月11日	Ⅲ-5 特定個人情報の提供・移転	[○]提供・移転しない	[ ]提供・移転しない	事前	
令和4年3月11日	Ⅲ-6 情報提供ネットワークシステムとの接続	[○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)	[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)	事前	



<p>令和4年3月11日</p>	<p>Ⅲ-7 その他の措置の内容</p>	<p><b>【物理的対策】</b>  <ul style="list-style-type: none"> <li>・記録媒体、紙媒体はカギ付きのロッカーに保管する。</li> <li>・サーバー室と、データ、プログラム等を含んだ記録媒体及び帳票等の可搬媒体を保管する保管室は、他の部屋とは区別して専用の部屋としている。</li> <li>・出入口には機械による入退室を管理する設備を設置している。</li> <li>・入退室管理を徹底するため出入口の場所を限定している。</li> <li>・監視設備として監視カメラ等を設置している。</li> <li>・サーバー室への入室は生体認証を実施している。</li> <li>・サーバーは専用のサーバラックに設置し、耐震補強を行うとともに、施錠管理している。</li> </ul> <p><b>【技術的対策】</b>  <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人所有の電子計算機の持ち込み、接続を禁止している。</li> <li>・実施機関内の他システムとの連携においては、情報の詐取・奪取の防止及び正確性担保のため、専用回線を用い、情報の暗号化を実施する等の措置を行っている。</li> <li>・ウイルス対策ソフトの定期的パターン更新を行っている。</li> <li>・不正アクセス防止策として、ファイアウォールを導入している。</li> </ul> </p> </p>	<p><b>【物理的対策】</b>  <ul style="list-style-type: none"> <li>・記録媒体、紙媒体はカギ付きのロッカーに保管する。</li> <li>・サーバー室と、データ、プログラム等を含んだ記録媒体及び帳票等の可搬媒体を保管する保管室は、他の部屋とは区別して専用の部屋としている。</li> <li>・出入口には機械による入退室を管理する設備を設置している。</li> <li>・入退室管理を徹底するため出入口の場所を限定している。</li> <li>・監視設備として監視カメラ等を設置している。</li> <li>・サーバ室への入室は生体認証を実施している。</li> <li>・サーバーは専用のサーバラックに設置し、耐震補強を行うとともに、施錠管理している。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;  ① 中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避している。  ② 事前に申請し承認されてない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないように、警備員などにより確認している。</p> </p>	<p>事前</p>	
------------------	--------------------------	---	---	-----------	--

<p>令和4年3月11日</p>	<p>Ⅲ-7 その他の措置の内容</p>	<p>(同上)</p>	<p>(上記の続き)</p> <p>【技術的対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人所有の電子計算機の持ち込み、接続を禁止している。</li> <li>・実施機関内の他システムとの連携においては、情報の詐取・奪取の防止及び正確性担保のため、 <ul style="list-style-type: none"> <li>専用回線を用い、情報の暗号化を実施する等の措置を行っている。</li> </ul> </li> <li>・ウイルス対策ソフトの定期的パターン更新を行っている。</li> <li>・不正アクセス防止策として、ファイアウォールを導入している。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキング等の脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行っている。</li> <li>②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行っている。</li> <li>③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行っている。</li> </ol>	<p>事前</p>	
------------------	--------------------------	-------------	--	-----------	--

<p>令和4年3月11日</p>	<p>Ⅲ-9 従業者に対する教育・啓発</p>	<p>・新規配属時に実施する研修において情報セキュリティについて説明、周知徹底している。  ・年1回の情報セキュリティ研修の受講を義務付けるほか、職員に情報セキュリティハンドブックを配布している。  ・委託業者については、「豊中市個人情報保護条例」及び「番号法」による罰則適用並びに受託業者による従業員(再委託先含む)への教育の実施を明記した契約を締結している。</p>	<p>・新規配属時に実施する研修において情報セキュリティについて説明、周知徹底している。  ・年1回の情報セキュリティ研修の受講を義務付けるほか、職員に情報セキュリティハンドブックを配布している。  ・委託業者については、「豊中市個人情報保護条例」及び「番号法」による罰則適用並びに受託業者による従業員(再委託先含む)への教育の実施を明記した契約を締結している。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;  ①IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。</p>	<p>事前</p>	
------------------	-----------------------------	---	--	-----------	--

令和4年3月11日	(別添1)ファイル記録項目	<p>【個人情報】 ・世帯番号・宛名番号・個人番号・氏名・生年月日・年齢・性別・住所・電話番号・住登外フラグ</p> <p>【共通項目】 ・医療機関コード</p> <p>【各種項目】 ・基本健康診査、胃がん検診、大腸がん検診、肺がん検診、乳がん検診、子宮がん検診、前立腺がん検診、歯科健康診査、骨密度測定</p> <p>・健康診査：問診・身体計測・血液所見・判定・精検結果等 ・がん検診：所見・判定・精検結果等</p> <p>・地方税情報、生活保護情報</p>	<p>主な記録項目</p> <p>【個人情報】 ・世帯番号・宛名番号・個人番号・氏名・生年月日・年齢・性別・住所・電話番号・住登外フラグ</p> <p>【共通項目】 ・医療機関コード</p> <p>【各種けんしん情報】 ・基本健康診査 受信日・受診歴・問診・身体計測・血液所見・判定・精検結果等 ・肝炎ウイルス検診 受信日・受診歴・問診・判定・精検結果等 ・歯科健康診査 受信日・受診歴・問診・判定・精検結果等 ・骨密度測定 受信日・受診歴・問診・判定・精検結果等</p> <p>・胃がん検診 受診日・受診歴・胃部X線所見・判定・精検結果等 ・大腸がん検診 受診日・受診歴・便潜血検査所見・判定・精検結果等 ・肺がん検診 受診日・受診歴・X線所見・喀痰所見・判定・精検結果等 ・乳がん検診 受診日・受診歴・マンモグラフィ所見・判定・精検結果等 ・子宮がん検診 受診日・受診歴・視診・内診所見・頸部細胞診所見・判定・精検結果等 ・前立腺がん検診 受診日・受診歴・所見・判定・精検結果等</p>	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和4年6月30日	I-2(システム6) ①システムの名称	—	電子申込システム	事前	
令和4年6月30日	I-2(システム6) ②システムの機能	—	個人番号カードの署名用電子証明書を利用し、各種申込をオンラインで受理する機能。	事前	
令和4年6月30日	II-3 ②入手方法	[ ]その他	[ ○ ]その他(電子申込システム)	事前	
令和4年6月30日	II-4 委託の有無	2件	3件	事前	
令和4年6月30日	II-4(委託事項3)	—	電子申込システムの保守	事前	

令和4年6月30日	Ⅱ-4(委託事項3) ①委託内容	—	システムの障害監視作業、障害復旧作業、パッケージアプリケーション保守作業、職員からの問合せに対する調査等	事前	
令和4年6月30日	Ⅱ-4(委託事項3) ②委託先における取扱者数	—	10人以上50人未満	事前	
令和4年6月30日	Ⅱ-4(委託事項3) ③委託先名	—	株式会社NTTデータ関西	事前	
令和4年6月30日	Ⅱ-4(委託事項3)-再委託 ④再委託の有無	—	再委託しない	事前	
令和4年6月30日	Ⅲ-2 リスクに対する措置の内容	<p>本人等(本人又は本人の代理人)からの入手</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・届出者が必要な情報以外を誤って記載することがないような書面書式としている。</li> <li>・窓口において、対面で本人確認書類の提示を受け、本人確認を行う。</li> <li>・窓口において、本人の代理人が届出を行う場合は、委任状の確認を行うと共に、代理人の本人確認を行う。</li> <li>・本人確認を行う際には、個人番号カードや官公庁発行の顔写真入りの身分証明書の提示を受ける。</li> </ul> <p>個人番号カードや官公庁発行の顔写真入りの身分証明書を提示できない場合は、年金手帳等 複数の本人確認書類の提示を受けると共に、住基情報等の聞き取りを行う。</p>	<p>本人等(本人又は本人の代理人)からの入手</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・届出者が必要な情報以外を誤って記載することがないような書面書式としている。</li> <li>・窓口において、対面で本人確認書類の提示を受け、本人確認を行う。</li> <li>・窓口において、本人の代理人が届出を行う場合は、委任状の確認を行うと共に、代理人の本人確認を行う。</li> <li>・本人確認を行う際には、個人番号カードや官公庁発行の顔写真入りの身分証明書の提示を受ける。</li> </ul> <p>個人番号カードや官公庁発行の顔写真入りの身分証明書を提示できない場合は、年金手帳等 複数の本人確認書類の提示を受けると共に、住基情報等の聞き取りを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報が含まれる申込をオンラインで入手する場合は、公的個人認証の仕組みが実装されたシステムを使用している。</li> </ul>	事前	

令和4年6月30日	Ⅲ-3-リスク2 具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保健総合システム 端末にはIDカード又は生体情報とパスワードで認証 システムにはIDとパスワードで認証</li> <li>・住民基本台帳ネットワークシステム 端末にはIDと生体情報で認証 システムにはIDとパスワードで認証</li> <li>・中間サーバー・団体内統合宛名システム 端末にはIDカードまたは生体情報とパスワードで認証 システムにはIDとパスワードで認証</li> <li>・共通基盤システム 健康増進事業事務担当者は直接アクセスできないよう制御</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保健総合システム 端末には生体情報とパスワードで認証 システムにはIDとパスワードで認証</li> <li>・住民基本台帳ネットワークシステム 端末にはIDと生体情報で認証 システムにはIDとパスワードで認証</li> <li>・中間サーバー・団体内統合宛名システム 端末には生体情報とパスワードで認証 システムにはIDとパスワードで認証</li> <li>・共通基盤システム 健康増進事業事務担当者は直接アクセスできないよう制御</li> <li>・電子申込システム 端末にはIDと生体情報で認証。 システムにはパスワード自動入力によるシングルサインオンでの認証。 システムのパスワードはシステム管理者が管理。</li> </ul>	事後	重要な項目の変更であるが、リスクを減少させる変更のため、重要な変更にあたらない
令和4年6月30日	Ⅲ-6 情報提供ネットワークとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>○安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク</li> <li>○入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク</li> <li>○入手の際に特定個人情報漏えい・紛失するリスク</li> </ul>	事後	重要な項目の変更であるが、記載内容の見直しによるものであるため、重要な変更にあたらない
令和5年6月30日	I-2(システム6) ②システムの機能	個人番号カードの署名用電子証明書を利用し、各種申込をオンラインで受理する機能。	個人番号カード用または移動端末設備用の署名用電子証明書を利用し、各種申込をオンラインで受理する機能。	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和5年6月30日	I-6-① 部署	健康医療部 健康政策課	健康医療部 コロナ健康支援課	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和5年6月30日	I-6-② 所属長の役職名	健康政策課長	コロナ健康支援課長	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和5年6月30日	II-2-⑥ 事務担当部署	健康医療部 健康政策課	健康医療部 コロナ健康支援課	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和5年6月30日	II-3-④ 使用の主体、使用部署	健康医療部 健康政策課	健康医療部 コロナ健康支援課	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和5年6月30日	Ⅲ-4 規定の内容	豊中市個人情報保護条例、豊中市個人情報保護条例施行規則及び、豊中市情報セキュリティ対策基準の規定に基づき、以下の規定を記載している。	個人情報の保護に関する法律、豊中市個人情報の保護に関する法律施行条例及び豊中市情報セキュリティ対策基準の規定に基づき、以下の規定を記載している。	事後	重要な項目の変更であるが、記載の変更であり、重要な変更にあたらない

令和5年6月30日	Ⅲ-9 具体的な方法	・委託業者については、「豊中市個人情報保護条例」及び「番号法」による罰則適用並びに受託業者による従業員(再委託先含む)への教育の実施を明記した契約を締結している。	・委託業者については、「個人情報の保護に関する法律」及び「番号法」による罰則適用並びに受託業者による従業員(再委託先含む)への教育の実施を明記した契約を締結している。	事後	重要な項目の変更であるが、記載の変更であり、重要な変更にあたらない
令和5年6月30日	Ⅳ-1-② 請求方法	豊中市個人情報保護条例に基づき、本人確認書類を提示した上で、指定様式による書面を提出する。	個人情報の保護に関する法律及び同法施行令に基づき、本人確認書類を提示した上で、指定様式による書面を提出する。	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更
令和5年6月30日	Ⅳ-2-① 連絡先(1行目)	健康医療部 健康政策課	健康医療部 コロナ健康支援課	事後	事前の提出・公表が不要なその他の項目の変更